



島根県報

令和8年3月31日（火）

号外第48号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

医療法施行細則の一部を改正する規則	(医 療 政 策 課)	2
島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則	(")	7
島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則	(")	7

公布された条例等のあらまし

◇医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

医療法等の一部を改正する法律の施行等に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則（規則第38号）

1 規則の概要

卒業の認定を受けた者は、専門士と称することができることとした。（第22条関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

卒業の認定を受けた者は、専門士と称することができることとした。（第21条関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第37号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和24年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号及び第7号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(7)の2 法第8条第2項のオンライン診療受診施設設置届 第7号様式の2

第3条第1項第8号中「助産所」の次に「、オンライン診療受診施設」を、「開設」の次に「（設置）」を加え、同項第10号中「助産所」の次に「、オンライン診療受診施設」を加え、同項第11号中「助産所」の次に「、オンライン診療受診施設」を、「開設者」の次に「（設置者）」を加え、「失そう」を「失踪」に改める。

第1号様式及び第2号様式の2中

「

省令第30条第3項の規定について	第1号の規定について	適 ・ 不適	を
（撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。））	第2号の規定について	適 ・ 不適	
	第3号の規定について	適 ・ 不適	

」

省令第30条第3項の規定について (撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。))	第1号の規定について	適 ・ 不適	に改
	第2号の規定について	適 ・ 不適	
	第3号の規定について	適 ・ 不適	
	第4号の規定について	適 ・ 不適	

める。

第4号様式中「医師開設の目的」を「開設の目的」に改める。

第5号様式中

8 助産所にあつては、嘱託医師の住所及び氏名	を
------------------------	---

8 助産所にあつては、嘱託医師の住所及び氏名	に改
9 病院又は診療所にあつては、オンライン診療の実施の有無	

める。

第6号様式中「(法人の場合は、主たる事務所の所在地)」及び「(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)」を削り、

省令第30条第3項の規定について (撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。))	第1号の規定について	適 ・ 不適	を
	第2号の規定について	適 ・ 不適	
	第3号の規定について	適 ・ 不適	

省令第30条第3項の規定について (撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。))	第1号の規定について	適 ・ 不適	に、
	第2号の規定について	適 ・ 不適	
	第3号の規定について	適 ・ 不適	
	第4号の規定について	適 ・ 不適	

(上記が「該当する」場合) 地域で不足する外来医療機能を担うこと	同意する ・ 同意しない
----------------------------------	--------------

(注) 1 「地域で不足する外来医療機能」とは、島根県保健医療計画(別冊)外来医療計画において定める地域で不足する外来医療機能をいう。

2 地域で不足する外来医療機能を担うことに同意しない場合は、別途理由書等の提出を求める可能性があること。

を

「

(上記が「該当する」場合) 地域で不足する外来医療機能を担うこと	同意する ・ 同意しない
----------------------------------	--------------

(注) 1 「地域で不足する外来医療機能」とは、島根県保健医療計画(別冊)外来医療計画において定める地域で不足する外来医療機能をいう。

2 地域で不足する外来医療機能を担うことに同意しない場合は、別途理由書等の提出を求める可能性があること。

13 オンライン診療の実施の有無	実施する ・ 実施しない
------------------	--------------

」

に改める。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

設置者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
 設置者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）
 電話番号

オンライン診療受診施設設置届

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

1	施設の名 称	
2	設 置 の 場 所	住所〒 電話番号
3	敷地の面積及び平面図	(別紙の添付でも可)
4	建物の構造概要及び平面図	(別紙の添付でも可)
5 法 人 の 場 合	定款、寄附行為又は条例	
	管理・運営責任者の氏名	(ふりがな)
	連 絡 先	
6	設 置 年 月 日	年 月 日

(備考)

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は、巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

第8号様式中「開設者住所」を「開設者（設置者）住所」に、「開設者氏名」を「開設者（設置者）氏名」に、「・助産所」を「・助産所・オンライン診療受診施設」に、「開設許可」を「開設（設置）許可」に、「污水排出状況」を「污水排出状況 ・ オンライン診療の実施の有無」に、

（臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者が開設した診療所）

開設者の住所及び氏名 ・ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地（法人の場合に限る。） ・
診療所の名称 ・ 診療科目 ・ 医療法施行規則第1条の14第1項第6号に規定する兼任状況 ・ を
病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室病床数（病室の病床数を減少させる場合に限る。） ・
定款、寄附行為又は条例（法人の場合に限る。） ・ 管理者の住所及び氏名

（臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者が開設した診療所）

開設者の住所及び氏名 ・ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地（法人の場合に限る。） ・
診療所の名称 ・ 診療科目 ・ 医療法施行規則第1条の14第1項第6号に規定する兼任状況 ・ に、
病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室病床数（病室の病床数を減少させる場合に限る。） ・
定款、寄附行為又は条例（法人の場合に限る。） ・ 管理者の住所及び氏名 ・
オンライン診療の実施の有無

「薬剤師氏名」を「薬剤師氏名 ・ オンライン診療の実施の有無」に、

（助産師が開設した助産所）

開設者の住所及び氏名 ・ 助産所の名称 ・ 開設場所 ・ 従業者の定員 ・ 敷地の面積及び平面図 ・ を
建物の構造概要及び平面図 ・ 医療法施行規則第5条第3号に規定する兼任状況 ・
医療法施行規則第5条第4号に規定する2以上開設状況 ・ 管理者の住所及び氏名 ・
助産師の氏名及び勤務状況 ・ 嘱託医師の住所及び氏名 ・ 嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

（助産師が開設した助産所）

開設者の住所及び氏名 ・ 助産所の名称 ・ 開設場所 ・ 従業者の定員 ・ 敷地の面積及び平面図 ・
建物の構造概要及び平面図 ・ 医療法施行規則第5条第3号に規定する兼任状況 ・
医療法施行規則第5条第4号に規定する2以上開設状況 ・ 管理者の住所及び氏名 ・
助産師の氏名及び勤務状況 ・ 嘱託医師の住所及び氏名 ・ 嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

（オンライン診療受診施設）

に改

設置者の住所及び氏名 ・ 施設の名称 ・ 設置場所 ・ 敷地の面積及び平面図 ・
建物の構造概要及び平面図 ・ 定款、寄附行為又は条例（法人の場合に限る。） ・ 設置年月日

」

める。第10号様式中「開設者」を「開設者（設置者）」に、「・助産所」を「・助産所・オンライン診療受診施設」に改める。

第11号様式中「電話番号」を「電話番号」に、「助産所」を「助産所、オンライン診療受診施設」に、「開設者死亡（失そう）届」を「開設者（設置者）死亡（失踪）届」に、「開設者の」を「開設者（設置者）の」に、「失そうの」を「失踪の」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第38号

島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則

島根県立松江高等看護学院学則（昭和49年島根県規則第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第21条」を「一第22条」に、「第22条—第25条」を「第23条—第26条」に、「第26条」を「第27条」に、「第27条・第27条の2」を「第28条・第28条の2」に、「第28条・第29条」を「第29条・第30条」に、「第30条」を「第31条」に、「第31条」を「第32条」に改める。

第31条を第32条とし、第22条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第21条の次に次の1条を加える。

（専門士の称号）

第22条 第20条第1項の規定により卒業の認定を受けた者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条の規定により、専門士と称することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県立松江高等看護学院学則第22条の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第39号

島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則

島根県立石見高等看護学院学則（昭和53年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第20条」を「一第21条」に、「第21条—第25条」を「第22条—第26条」に、「第26条」を「第27条」に、「第28条・第28条の2」を「第29条・第29条の2」に、「第29条・第30条」を「第30条・第31条」に、「第31条」を「第32条」に、「第32条—第34条」を「第33条—第35条」に、「第35条」を「第36条」に改める。

第35条を第36条とし、第21条から第34条までを1条ずつ繰り下げ、第20条の次に次の1条を加える。

（専門士の称号）

第21条 第19条第1項の規定により卒業の認定を受けた者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条の規定により、専門士と称することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県立石見高等看護学院学則第21条の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。